

岐阜県地域農業活性化資金融資措置要領

平成 17 年 4 月 1 日水田第 7 号
最終改正 令和 8 年 10 月 1 日農経第 707 号

第 1 目的

地域農業活性化に貢献している農業者を資金面から支援することにより、農業経営を安定化させ、安全・安心・健康な農産物提供の促進、及び食料自給率の向上を図ることを目的とする。

第 2 資金の設置、運用開始

岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱（平成 14 年 9 月 17 日付け農産第 860 号。以下「運営要綱」という。）第 3 の 3 において本資金を設置する。

第 3 貸付対象者

次の 1 及び 2 の要件をともに満たす者、もしくは 3 の要件を満たす者のうち、「地域農業活性化に貢献している農業者」として市町村長が認めた者で、約定どおりの償還が確実と見込まれる者

- 1 経営耕地面積 30 ㌦以上又は農作物等販売金額が年間 50 万円以上の販売農業者（農業近代化資金の貸付対象者を除く）
- 2 以下のいずれかに該当（複数該当も可）し、今後も当該活動の継続が確実と見込まれる農業者
 - (1) 農産物直売所（市町村、農協、商工会、農業者等が主体となって開設するもので、スーパー等企業が開設するものは除く）へ出荷している農業者
 - (2) 地域特産物等の生産に積極的に取り組む農業者
 - (3) 地域で生産された農産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業を営む農業者
 - (4) ぎふ清流 G A P 又は岐阜みどり農業認定制度の推進に積極的に取り組む農業者
 - (5) その他地域農業の活性化に貢献していると認められる農業者
- 3 新規就農する者のうち、年間 100 万円程度の農業所得を目指す者

第 4 貸付対象資金使途

地域農業活性化に貢献するために必要となる営農経費（負債を整理するためのものは除く）

第 5 貸付条件

1 貸付限度額

貸付限度額は、次の(1)及び(2)のうちいずれか低い金額とする。

- (1) 設計書又は見積書等に基づき算出された総事業費の 80%以内（補助対象事業の場合は、補助残事業費の 80%以内）
- (2) 農業企業化特融資金の通算融資残高（本資金借入額を含む）において、個人 600 万円、法人 3,000 万円を超えないこと。

2 償還期限及び据置期間

償還期限（据置期間を含む）は 6 年、据置期間は 1 年の範囲内とし、借入希望者の

経営状況、貸付対象資金使途の性質、規模等を総合的に勘案し、適切な期間を設定するものとする。

3 貸付利率等

貸付利率並びに利子補給率等は、農業近代化資金の一般資金と同率とする。

具体的な利率については、別途定める農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領（平成 15 年 10 月 21 日付け水田第 951 号）によることとする。

第6 借入申込手続及び利子補給承認申請手続

本資金の融通については、運営要綱第 5 に規定する手続きのほか、次に掲げる手続を要する。

- 1 借入希望者は、地域農業活性化資金に関する証明書（別記様式）に必要事項を記入し、その内容を確認できる資料（納品書、栽培管理票等）の写しを添付の上、市町村長に提出する。
- 2 市町村長は、1 の証明書等の提出があったときは、内容を総合的に判断し、地域農業活性化に貢献している農業者と認められるときは、同証明書を借入希望者に交付する。なお、証明に当たっては、必要に応じて融資機関、農林事務所等関係機関に助言、支援を求め、その意見を参考に、市町村長の責任において証明するものとする。
- 3 借入希望者は、運営要綱第 5 の 1 の(3)の借入申込時に同証明書を融資機関に提出する。

附則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領の改正は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。